

京都府指定・登録等文化財の保存修理

京都府内には数多くの国宝・重要文化財の建造物が所在しますが、その他にも京都の歴史や文化を理解し、地域の特性を考へるために欠くことができない建造物が多数残されています。

これらの府民の大切な財産である文化財を適切に守っていくため、京都府教育委員会は、昭和56年制定の「京都府文化財保護条例」に基づいて文化財の指定・登録を行っており、現在では213件、475棟の建造物が府指定・登録文化財となっています。また、平成29年度には同条例を改正して、「暫定登録」の制度を創設し、現在までに735件の建造物を登録しました。これにより文化財保護の裾野を広げ、貴重な文化財の一層の保護を図っています。

文化財建造物としての価値を長く維持するためには、適切な日常管理と周期的な保存修理が欠かせません。京都府教育委員会では、所有者の皆様が行う保存修理に必要な経費の一部を補助し、修理方針等への指導や助言を行っています。ここでは令和4年度に助成を行った建造物保存修理事業の一部を紹介します。

京都府指定・登録等文化財の保存修理



常寂光寺 仁王門
令和3年暫定登録
京都市右京区
屋根葺替(茅葺)
江戸時代 元和2年(1616)



平野神社 中門
平成26年府登録
京都市北区
屋根葺替(檜皮葺)
江戸時代 前期頃



荒木家住宅
平成15年府指定
舞鶴市
屋根葺替(茅葺)
江戸時代 明和2年(1765)



生身天満宮 拝殿
平成19年府登録
南丹市
屋根葺替(桧瓦葺)
江戸時代 天保2年(1831)

府指定・登録等文化財の紹介

京都府教育委員会では、新しく指定・登録等を行った文化財を紹介する冊子『守り育てようみんなの文化財』、『京都の文化財』を毎年刊行しています。これらは、文化財保護課のホームページでも閲覧することができますので、身近にある地域の財産について理解を深め、それらを保存・活用していただくためにご活用ください。



仁和寺中門 修理前 外観

⑤ 仁和寺 中門 重文

京都市右京区 江戸時代前期
〈屋根葺替・塗装修理〉

寛永18年～正保4年(1641～1647)の仁和寺復興期に建立された建物です。昭和62年の修理以降35年が経過し、屋根瓦の破損、塗装の退色・剥落が進行してきたことから、保存修理工事に着手しました。木部の赤色塗装は、近代以降、酸化鉛を主成分とする「鉛丹」を顔料として塗り替えられてきましたが、今回の工事では建立当初と同じ酸化鉄系顔料により塗り直しを施します。



広隆寺講堂 修理前 外観

⑥ 広隆寺 桂宮院本堂及び講堂 重文

京都市右京区 桂宮院本堂 講堂
〈屋根葺替・部分修理〉
鎌倉時代前期 建長3年(1251)以前
平安時代後期 永万元年(1165)

『日本書紀』によれば、広隆寺は聖徳太子から仏像を授けられた秦河勝が推古11年(603)に開創した寺院で、古くは蜂岡寺と称しました。桂宮院本堂は八角円堂で、内部に太子像を祀っていた八角厨子を安置します。耐用年数に達した檜皮葺屋根の葺替、木部修理等を実施します。講堂は、前身建物の焼失後、金堂として再建された建物で、本瓦葺屋根の葺替、木部修理等を実施します。



修礼講堂 修理前 内観

⑦ 松殿山荘 修礼講堂及び事務所ほか1棟 重文

宇治市 昭和6年(1931)
〈屋根葺替・部分修理〉

山荘流茶道の流祖・高谷宗範が、広間の茶や礼儀道徳を広めようと大正から昭和初期にかけて築いた茶道研修施設です。修礼講堂は、茶道関連の式典を執り行うための格式高い意匠を持つ大空間が特徴で事務所棟を併設します。修理前は、雨漏りや湿気による木部の腐朽や屋根瓦の緩みが進んでいたため、今回の修理では屋根葺替、木部補修、耐震補強などを実施しています。



荒見神社本殿 修理前 外観

⑧ 荒見神社 本殿 重文

城陽市 桃山時代 慶長9年(1604)
〈屋根葺替・塗装修理〉

荒見神社は、寛正2年(1461)には今の地に遷されたと伝わる式内神社です。建物は三間社流造、屋根は檜皮葺で、慶長9年(1604)に再建されたものと伝わります。昭和46年(1971)の屋根葺替以降約50年が経過して、檜皮葺屋根は耐用年限に達し、塗装には剥落等がみられたため、現在檜皮葺の葺替と塗装修理を実施中です。

保存修理の現場

その他の保存修理現場